

第 10 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年10月18日（火）午前10時00分

場 所 津市美里社会福祉センター ホール

出席部会委員 1 小澤 哲男 ・ 2 川邊 千秋 ・ 3 下井 弘 ・ 4 田村 明
5 若林 卓哉 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人
11 清水 喜代己 ・ 12 平松 崇己 ・ 13 横山 光次 ・ 19 太田 義政
21 坂野 大徹 ・ 23 水谷 隆

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・野村次長・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 芸濃：長谷川担当主幹
美里：谷川担当主幹 安濃：横井担当副主幹

議事録署名者 2 川邊 千秋 ・ 3 下井 弘

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長 本日の農地部会、第10回の農地部会を始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま発言をお願いします。

本日の欠席はございません。出席委員は14名でございます。

それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。

2番 川邊 千秋委員、3番 下井 弘委員、よろしくお願いいたします。

まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第4号に入ります。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から4で、件数は4件、面積は7,484.00㎡で、すべて田でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

2ページから4ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

番号1から7で、合計件数は7件、合計面積は22,172.00㎡で、その内訳は田が16,696.00㎡、畑が5,331.00㎡でその他が145㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

5ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

番号2、駐車場用地

番号3、資材置場用地

番号4、駐車場用地

番号5、駐車場及び資材置場用地

以上、件数は5件、面積は2,148.00㎡で、その内訳は田が477.00㎡、畑で1,671.00㎡でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

以上、件数は1件、面積は169.00㎡で、すべて田でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（所有権移転）。
事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、7ページから8ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）で
ございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里窪田町花村_____、登記地目 田、現
況地目 畑、面積 410㎡、受人 _____、面積 60, 161㎡、渡人
_____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 大里、申請地 大里窪田町出口_____、登記地目・現況地
目とも畑、面積 361㎡ 外8筆、合計面積 4, 978㎡、受人 _____
、面積 60, 161㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方により耕作できないためです。

番号3、地区 安西、申請地 芸濃町多門久保代_____、登記地目・現況
地目とも田、面積 2, 639㎡、受人 _____、面積 3, 265㎡、渡
人 _____ 外22名。

譲受理由は名義の整理のための受贈で、譲渡理由は主たる耕作者へ贈与する
ためです。

番号4、地区 香良洲、申請地 香良洲町北浦_____、登記地目 田、現
況地目 畑、面積 366㎡、受人 _____、面積 10, 105㎡、渡人
_____。

譲受理由は耕作利便のための受贈、譲渡理由は耕作利便のための贈与です。

番号5、地区 香良洲、申請地 香良洲町八反田_____、登記地目・現況
地目とも田、面積 1, 074㎡、受人 _____、面積 10, 105㎡、
渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のための受贈、譲渡理由は耕作利便のための贈与です。

以上、件数は5件、合計面積は9, 467㎡、このうち田が8, 627㎡、
畑が840㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下
限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しない
ため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、2、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番、若林です。問題ないということで、お願いしたいと思います。よろしく
お願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号3、地区 安西。

田中委員 10番、田中です。この案件で見ていると、協力者が24名みえまして、そ
れを代表者の方に上げるといふか、贈与しましょうといふことで、全員の承諾
書も提出されておりまして、名義変更だけでございますので、何ら問題ないと思
っております。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号4と5、地区 香良洲、お願いします。

下井委員 3番、下井です。担当の推進委員と確認しまして、問題なしと思われま
す。

議 長 ありがとうございます。
番号1から番号5について、地元委員さんから異議のない旨の発言でござい
ます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号について許可
することに決定をいたします。
次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局 9ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でござい
ます。
番号1、地区 村主、申請地 安濃町前野大領____、登記地目 畑、現
況地目 宅地、面積 245㎡、申請者 ____。
これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。
申請者の亡き父が、昭和30年頃に農地と気づかず申請地を現況で使用して
いた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は245㎡で、畑でございます。
この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許
可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 村主、お願いします。

横山委員 13番、横山です。事務局の方と推進委員の方で現地を確認させていただきました。問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局 10ページから13ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 雲出、申請地 雲出島貫町川端_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 519㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 新町、申請地 南河路備後_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 330㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
平成18年に田を埋めて雑種地にした旨の始末書の提出があります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、申請地 大里窪田町風呂山_____、登記地目・現況地目とも田、面積 748㎡ 外1筆、合計面積 907㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は448.7㎡、パネルの設置率は48.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大里、申請地 大里窪田町風呂山_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,111㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は495.4㎡、パネルの設置率は45%になります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 神戸、申請地 半田平木____、登記地目・現況地目とも畑、面積 105㎡ 外2筆、合計面積 422㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 黒田、申請地 河芸町北黒田森ヶ坪____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 416㎡ 外4筆、合計面積 2,021㎡、受人 ____、渡人 ____ 外3名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は1,801㎡、パネルの設置率は89.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町中縄尻貝____、登記地目・現況地目とも畑、面積 532㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は420㎡、パネルの設置率は79%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本西富家____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,673㎡ 外2筆、合計面積 3,570㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。
都市計画法第29条との同時許可となります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号9、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本大石____、登記地目・現況地目とも畑、面積 512㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 安濃、申請地 安濃町内多西山田____、登記地目・現況地目とも田、面積 243㎡ 外1筆、合計面積 1,152㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は448.7㎡、パネルの設置率は38.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 明合、申請地 安濃町戸島下小古曾____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,369㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は438.3㎡、パネルの設置率は45.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 村主、申請地 安濃町今徳北出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 188㎡ 外1筆、合計面積 581㎡、受人 ____、渡人 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 村主、申請地 安濃町妙法寺大市____、登記地目・現況地目とも畑、面積 393㎡ 外4筆、合計面積 1,366㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は433.2㎡、パネルの設置率は40.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 883㎡ 外2筆、合計面積 3,563㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は2,537㎡、パネルの設置率は71.2%になります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は14件、合計面積は17,955㎡、このうち田が9,261㎡、畑が8,694㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番、下井です。10月7日に関係者と現地確認しまして、問題なしと思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。
番号2、地区 新町。

川邊委員 2番、川邊でございます。10月7日、推進委員と事務局で確認いたしました。問題ございません。よろしくお願いします。

ここで、一つ、私、何か言わないいけないというのは、これ始末書が出てるけれども、全部もうこれオーケーになるわけですね。何か妙な雰囲気、この会社の関係かどうか知りませんが、ここはもう既に埋まるところで始末書が出ると。一応それで見に行く。誰も反対できませんわな。慣例やと思いますので仕方ございませんが、この件については問題ございません。

議 長	ありがとうございます。 番号3と4、地区 大里、お願いします。
若林委員	5番、若林です。7日に関係者と現地確認しました。問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号5、地区 神戸、お願いします。
小澤委員	1番、小澤です。7日に事務局の方と推進委員の方と現地確認をいたしました。農業用倉庫用地ということで問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号6、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8番、喜多です。これ、9月に事務局と農地部会長、地元推進委員で見えておりましたところ、雨水の流し口の関係上、地元には相談はかけてなかったのですが、今回、地元もオーケーしていただき、ため池もつくっていただくということで、問題はありません。どうぞよろしく。
議 長	ありがとうございます。 番号7、地区 明、お願いします。
竹尾委員	9番、竹尾です。10月7日に推進委員さんと事務局の方と一緒に現地確認をしました。_____の南側の場所なのですけれども、もう既に何棟か太陽光発電が設置をされておりました。その一角であります。ただ、ずっと確認しまして、ため池との境界がちょっといいかげんなところがあるので、農業用のため池の責任者と確認してほしいということとか、雑草対策、非常に雑草が生えたままになっておったので、この雑草対策もきちんとやってほしいということ。それから、農業用ため池のほうにいろんな悪影響が出ないようにということを事務局のほうから譲受人の方をお願いをしてもらいました。そうしましたところ、きちっとやるということで、それであれば問題ないというふうな判断をしました。これが7番目です。 それから、8番目ですけれども、_____ほうに、また建て売りの分譲住宅用敷地ということで申請がなされました。これについては部会長さんをはじめ事務局長さん等々たくさんの方に現地確認をしていただきました。ちょうど_____から農業用の水路がずっと通っているのですけれども、大雨が降るとその水路があふれ出る心配があるということで、この水路については、きちっとそういう計画、水害が起こらないように配慮してほしいということを建設担当者をお願いをしたということです。ということで、これも問題ないということです。 それから、9番目ですが、これも地元委員さんと事務局とで現地確認をしました。9番目についても問題ないということで確認をしました。 以上です。
議 長	ありがとうございます。

竹尾委員のご発言でございますけれども、太陽光の発電施設用地に関しては、常にやっぱり敷地境界の確認、それから雑草、草刈りの問題、それから一番の問題は排水、この3つを要件、チェック要綱として皆さんに現地確認をぜひお願いしたいなということでございます。草刈りをやりますということで、年2回3回やるということで許可をすることになるわけでございますけれども、なかなか、防草シートを敷く、敷かない、これによって太陽光が出来上がってから光景が非常に見えにくいような箇所も多々ございますので、現地確認の際に、特に皆さん、鋭い指示をしていただきたいというふうに考えます。ありがとうございました。

次に、番号10、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番、平松です。現地を確認しまして、現時点でも重機が入りかかっているような状態だったんで太陽光ということで、引き継いで管理されるようですので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。

平松委員 11番も明合になりまして、その関係でこちらは、_____の下でちょっと田んぼとして耕作されていたような状態のところだったんですけれども、地元の多くの自治会さんも出されたということで、問題ないということでよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号12と13、地区 村主、お願いします。

横山委員 13番、横山です。関係者と確認した結果、12番に関しては駐車場としても利用できる状態でしたので、問題ないということでよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号14、地区 香良洲、お願いします。

下井委員 3番、下井です。10月7日、関係者と現地確認しまして、特に問題ないということでございます。

ちょっとここで、私の感想をちょっと述べさせてもらいたいんですけれども、この_____には、ほかの地区と例に漏れず太陽光発電がびっしりなんです。だから、この地で農地がどんどんこういう太陽光発電に変わりますと、将来的な食料生産という観点からすごく危惧しておりますけれども、これは法律的に太陽光発電やむを得ないかなと思っております。

以上です。

議 長 ありがとうございました。
番号1から番号14について、地元委員さんから異議なしということでございますが、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	それでは異議なしと認め、議案第 3 号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）。 事務局、説明をお願いします。
事 務 局	14 ページをお願いいたします。 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号 1、地区 雲出、申請地 雲出本郷町磯田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 724㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 2、地区 高野尾、申請地 高野尾町下り町_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 783㎡のうち 158.10㎡ 外 1 筆、合計面積 2,087㎡のうち 201.5㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を資材置場用地（3 年間の一時転用）とするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 3、地区 安濃、申請地 安濃町内多四ノ首 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,414㎡ 外 1 筆、合計面積 1,539㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は 720.7㎡、パネルの設置率は 46.8%になります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 以上、件数は 3 件で、合計面積は 2,464.5㎡、このうち田が 2,138㎡、畑が 326.5㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号 1、地区 雲出、お願いします。
下井委員	3 番、下井です。10 月 7 日に関係者と現地確認しまして、特に問題なしということでございます。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 番号 2、地区 高野尾、お願いします。

若林委員	5 番、若林です。10月7日に地元委員と現地調査しました。問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号3、地区 安濃、お願いします。
平松委員	12 番、平松です。現地確認しまして、周囲にも太陽光発電ができ始めていて、それも仕方ないなという状態の場所でしたので、耕作が非常に難しい場所でもありますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 番号1から番号3について、地元委員さんから異議はない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。 次に、別冊でお配りいたしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。 事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明させていただきます。 まず、津地区をご覧ください。 田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で79,460.52㎡、畑の賃貸借、使用貸借、所有権移転で13,193㎡、その他、山林と原野になりますが、9,158㎡、合計件数は26件でございます。 河芸地区につきましては、田の使用貸借で4,621㎡、契約件数は2件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で57,616㎡、畑の使用貸借で1,055㎡、契約件数は10件でございます。 芸濃地区につきましては、田の賃貸借で5,317㎡、畑の賃貸借で1,100㎡、契約件数は2件でございます。 美里地区につきましては、田の使用貸借で1,108㎡、契約件数は2件でございます。 香良洲地区につきましては、田の賃貸借で1,088㎡、契約件数は1件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて149,210.52㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて15,348㎡、その他（山林、原野）の集積が所有権移転で9,158㎡、合計契約件数は43件、合計面積は173,716.52㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区29件、河芸地区2件、安濃地区8件、芸濃地区1件で、合計40件、合計面積は159,827㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で93%、面積で92%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明をいたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、「農地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は3ページにございます1-16-2外3件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、戻っていただきまして、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件はございませんでした。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明は終わりました。

今、お話ありましたように、今月分については議事参与の制限に該当する案件がございません。このままご審議をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは、議案第5号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で、第10回第1農地部会を終了いたします。

午前10時37分

上記は、第10回第1農地部会の議事を録したものである。

令和4年10月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____